

○上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年12月28日条例第24号

上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第2条 法人その他の団体であって公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとするものは、市長の指定する期日までに、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者が行う公の施設の管理の業務（以下「指定管理業務」という。）に関する事業計画書
 - (2) 指定管理業務に関する収支計画書
 - (3) 当該団体の財務の状況を示す書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （指定管理者の指定）

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって審査し、申請に係る公の施設の管理を行わせることが適當と認められる団体を指定管理者の候補者に選定するものとする。

- (1) 公の施設の利用者の平等な利用の確保が図られること。
 - (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に公の施設の運営を行うことができるこ
 - と。
 - (3) 公の施設の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
 - (4) 指定管理業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
 - (5) 指定管理業務を通じて取得した個人情報（上尾市個人情報保護条例（平成11年上尾市条例第31号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の適正な取扱いを確保することができること。
- 2 市長は、前項の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、速やかに当該議決に係る候補者を指定管理者に指

定しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による指定をするときは、公の施設の利用者に対する安定的なサービス提供の確保及び効率的な管理運営を考慮して、指定の期間を定めるものとする。
- 4 市長は、指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。
(協定の締結)

第4条 指定管理者は、指定の期間の開始前に、市長と当該指定に係る公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 第2条第1号の事業計画書に記載された事項
 - (2) 次条に規定する事業報告書に関する事項
 - (3) 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項
(事業報告書の作成及び提出)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、その管理する公の施設に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途中において第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後速やかに、同日の属する年度の開始の日から当該指定を取り消された日までの期間についての事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 指定管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 利用状況に関する事項
- (3) 法第225条の使用料（以下「使用料」という。）又は法第244条の2第8項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績に関する事項
- (4) 前号に掲げるもののほか、指定管理業務に係る経理の状況に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項
(業務報告の聴取等)

第6条 市長は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期又は臨時に、指定管理業務又はその経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をることができる。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第5条本文の規定に従わないとき。
- (2) 前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないとき。
- (3) 第3条第1項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (4) 条例で定める管理の基準を遵守しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3 第3条第4項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(原状回復義務等)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった公の施設における施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

第9条 指定管理者は、故意又は過失により、その管理する公の施設における施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第10条 市長は、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の理由により指定管理業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、自ら公の施設の管理の業務の全部又は一部を行うことができる。

2 前項の場合において、当該公の施設に係る利用料金があるときは、市長は、これを使用料として徴収することができる。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第11条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から前

条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第2条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。